

# 6月定例会で可決された意見書

議会では、次の意見書を可決し、直ちに関係機関に提出しました。

## 国の口蹄疫対策の強化を緊急に求める意見書

本年4月、宮崎県で発生した家畜伝染病「口蹄疫」は、その後も被害が広がっており、6月1日現在、牛・豚・羊・ヤギを含め、およそ17万頭もの感染が疑われる家畜が確認されるなど、今後もさらに被害拡大の様相を呈している。この事態は、畜産動物に甚大な被害をもたらす、畜産業関係者にとって死活問題となるばかりか、宮崎県のみならず、わが国の畜産の根幹をゆるがすものとなっている。

「口蹄疫」は本年1月に大韓民国の京畿道での発生が確認され、その後中国大陸全域や台湾にも広がっている旨の広報は農林水産省からされていたが、ここまでの被害拡大は予想できず、いつ感染するかと日々不安の状況におかれている畜産農家の精神的重圧は極限にまで達している。

関係市町村や宮崎県、さらに政府も一定の防疫措置や対策をとっているが、感染は急速な拡大を続けている。これ以上の感染拡大は、宮崎県のみならず、畜産、酪農産地としての九州全域に壊滅的影響を与えることはもとより、我が国の農業全般においても深刻な問題であり日本国全体の問題である。

よって本市議会は、政府に対して、以下の対策の強化を緊急に行うよう求めるものである。

- 1 現行の家畜伝染病予防法では十分に対応できない消毒や埋却作業、非感染家畜の殺処分などを国の主導で早急に措置できるようにすること。
- 2 地域の実情に即した基金の創設など、速やかに再生産可能な補償と営農可能な補償、さらに営農再開の支援を行うこと。
- 3 国は、家畜伝染病予防法の枠を超えて、殺処分された家畜の所有者に対する手当金の全額交付や、焼却・埋却費用の全額国庫負担、移動制限に伴う損失補てんを行うこと。
- 4 宮崎県の種牛の殺処分による全国畜産農家への影響（家畜への感染状況・経済的な被害の状況など）を把握し、対応策の強化を行うこと。

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣

## 義務教育費国庫負担制度存続、教職員定数改善計画早期策定を求める意見書

今、教育に求められているものは、子ども一人ひとりが大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることである。このことは保護者、地域住民、教職員共通の願いであることから、教育条件整備のために教育予算の確保が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度は、地方財政の窮乏を背景として地方自治体の義務教育費の支出に不均衡が生じることをないように、全国どこでも、すべての子どもたちが均等に教育を受けられるよう1953年度（昭和28年度）に制度化され、義務教育諸学校等に勤務する教員、学校事務職員、学校栄養職員の給与費などを国庫負担対象にすることを定めてきました。

また、この制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として、現行教育制度の重要な根幹をなし、中央教育審議会答申においても、教職員給与費の「優れた保障方法」として今後も維持されるべきである。地方分権が推し進められる今日、一方的に義務教育費国庫負担制度を縮小・廃止することは、地方財政を圧迫するとともに、全国的な教育水準の確保、教育の機会均等に困難な状況を生じかねないもので、逆に30人以下学級や、少人数学級などの実施は、子どもたち一人ひとりの課題に応じたきめ細かな指導ができ、保護者や子どもたちからも評価され時代のニーズに応えることとなる。

以上の理由から、2011年度（平成23年度）国家予算編成において、教育予算を大幅に増額し、次の事項についてその対応を強く求めるものである。

- 1 義務教育制度の根幹である教育の機会均等、水準確保、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続させること。特に学校事務職員、加配教員をその対象から外さないこと。また、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- 2 次期教職員定数改善計画を早期に策定し、少人数学習、学級規模の弾力化・縮小などを推進すること。

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

## 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対を求める意見書

国籍法は、第4条において「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものである。その国の政治に関与したいならば、その国の国籍を取得するというのが国際的な常識である。

日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と規定している。さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としている。

したがって、地方公共団体の首長や議会の議員についても、「国民固有の権利」として、日本国民しか選挙権を行使することはできない。

また、参政権は憲法で国民のみに保障された権利であり、最高裁判所判決でも「権利の性質上日本国民のみをその対象とし、その権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。」と明言している。このことから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与する法律の制定は憲法に違反することになる。よって本市議会は、永住外国人への地方参政権付与の法制化に強く反対するものである。

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長

## 栄養教諭の配置促進を求める意見書

近年、国民の食生活をめぐる環境が大きく変化し、さまざまな問題が生じている。食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが喫緊の課題となっていることから、平成17年6月に食育基本法が施行され、平成18年3月には政府の食育推進基本計画が策定された。

子どもたちが健全な食生活を実践することは、健康で豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となることはもちろんのこと、今後とも、我が国が活力と魅力にあふれた国として発展し続けていく上でも重要であり、学校においても校長、教員が一体となってしっかりと食育を推進するための指導を行うことが重要である。そのためには、教員としての資質・能力と栄養に関する専門知識を持った栄養教諭が中心となって、各学校での全体的な指導計画の作成、教職員や家庭、地域との連携・調整、各教科等での指導などに取り組むことが不可欠であると考えられる。

国の食育推進基本計画においては、栄養教諭を「各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員」とするとともに、「全都道府県における早期の配置が必要である」「栄養教諭免許状を取得した学校栄養職員の栄養教諭への移行を促進する」と掲げ、最重要の取り組みと位置づけている。現在では26名の栄養教諭が食育に積極的に取り組み、大きな成果を上げているが、本県におけるさらなる食育の推進を図るため、学校における「食に関する指導」の中核的な職となる栄養教諭への円滑な移行に向けた取り組みなど、栄養教諭の一層の配置促進を強く要望する。

【提出先】 神奈川県知事、神奈川県教育委員会委員長